

	(3) 外部の専門家との連携	オ 把握した温室効果ガスの排出状況等については、整理及び分析を行い、支社等内の従業員へ情報提供することなどにより支社等内で共有するとともに、本社等への情報提供も積極的に行い、事業者全体で共有すること。
		ア 支社等内に専門的知識を有する人材が不足する場合には、都が中小規模事業所向けに実施している「省エネルギー相談窓口」、「無料の省エネ診断」等を積極的に活用し、都が提供する専門的な知見及び具体的な提案を収集する体制を整備すること。
		イ アに定めるもののほか、必要に応じて専門機関、ビジネス事業者等の外部の専門家と連携する体制を整備すること。
		(4) 従業員の育成・啓発
		ア 従業員向けに地球温暖化の対策を推進する取組方法等の情報提供を実施すること。
	(5) 優良事例の共有化	イ 地球温暖化の対策の提案制度など、従業員の自発的な工夫を生かす体制を構築すること。
		ウ 地球温暖化の対策を推進する担当者の知識及び技能を高めるため、外部研修への参加を奨励するとともに、研修で得た知識を他の従業員に広める取組を実施すること。
		ア 地球温暖化の対策の取組における外部の優良事例の情報収集を実施すること。
		イ 優良事例について、イントラネット、研修会、表彰その他コミュニケーションツールを活用して、支社等内で共有すること。
		ウ 従業員の現場経験を生かした実践的な地球温暖化の対策を構築するために、本社・支社等における取組を発表する機会を設けることなどにより、取組事例を支社等内で共有すること。
3 連鎖化事業者の本部	(1) 推進体制の整備	ア 事業所等(加盟店を含む。)ごとに、温室効果ガスの排出状況等を把握し、分析等を行った情

	(2) 加盟者との協力体制の整備	報について、各事業所等との間で共有する体制を構築し、温室効果ガス排出量を削減していく指標として活用すること。
		イ 店舗に対する巡回指導等の機会を活用し、各事業所等間の情報の共有化、対策の推進状況の確認・指導等の体制を構築すること。
		ウ 店舗への地球温暖化の対策の指導レベルを上げるため、店舗に対して巡回指導等を行う者の地球温暖化の対策に関する知識及びスキルの向上を図る体制を構築すること。
		ア 連絡票、電子メール等の加盟者との連絡手段を整備し、地球温暖化の対策の取組への協力を依頼する体制を構築すること。
		イ 事業所等における優良事例等については、事業所等の中で情報を共有できる体制を構築すること。
	(1) テナント等への情報提供体制の整備	ウ 優れた取組を実施する店舗には、優良店舗としての認定を行うなど取組を評価する仕組みを構築すること。
		エ 地球温暖化の対策を推進する委員会を設置するなど事業所等との間で推進体制を整備すること。
		ア テナント等に対し、当該テナント等が使用する事業所等のエネルギー等の使用量の情報を提供できる体制を構築すること。
		イ 中央熱源方式の空調設備の場合、テナント等が当該設備を使用した割合に応じたエネルギー等の使用量を推計し、当該テナント等に情報を提供する体制を構築すること。
		ア 掲示板、連絡票などのコミュニケーションツールを活用し、地球温暖化対策の取組への協力を依頼する体制を構築すること。
4 テナントビルの所有者等	(2) テナント等との協力体制の整備	イ 地球温暖化の対策を推進する委員会を設置するなどテナント等との具体的な協力体制を構築すること。

11

令和6年9月30日（月曜日）

東京都公報

(増刊 51)

テナント等	(1) 所有者等との協力体制の整備	テナント等が実施する取組が評価できるエネルギー使用の料金体系、その還元方式等を検討し、採用する体制を構築すること。	
		テナントビルの所有者等が実施する地球温暖化の対策に協力する体制を構築すること。	テナント等が実施する取組が評価できるエネルギー使用の料金体系、その還元方式等を検討し、採用する体制を構築すること。
		テナントビルの所有者等が設置する地球温暖化の対策を推進する委員会などの設置・運営に協力する体制を構築すること。	
		テナントビルの所有者等へ地球温暖化の対策を推進する提案を実施する体制を構築すること。	

第2 エネルギー等の使用状況の把握

実施主体		対策内容
実施主体	対策項目	
1 事業所等	(1) エネルギー等の使用量の把握	ア 自ら把握可能な情報に基づき、事業所等の全体のエネルギー等の使用量を把握し、集計し、整理すること。 イ 自ら把握可能な情報に他者から得た情報も加え、事業所等の全体のエネルギー等の使用量を把握し、集計し、整理すること。 ウ 管理用の計量器又は取引用の計量器を容易に視認でき、又は設置した場合には、必要に応じて、日又は時間などのより短い周期でエネルギー等使用量を記録し、集計し、整理すること。 エ 設備ごとに管理用の計量器を設置し、エネルギー等の使用量を詳細に記録し、集計し、整理すること。
	(2) エネルギー等の使用状況の把握	ア エネルギー等の使用量について、月ごとに前年度の使用量と比較し、エネルギー等の使用傾向を把握すること。 イ エネルギー等について、過去数年の使用量の記録を種類ごとに比較し、使用の傾向を把握すること。 ウ 管理用の計量器で把握した設備のエネルギー等の使用量により、主要な設備のエネルギー等の使用状況を把握すること。 エ 事業所等ごとのエネルギー等の使用状況を把握し、地球温暖化の対策を推進する指標として活用すること。 オ I o T・A I 等の技術やBEMS、FEMS等の活用により、設備稼働状況等のデータを把握及び制御することで、エネルギーの使用の合理化を図ること。

第3 運用対策 1 全事業者	
対象となる設備	対策内容
ア 照明設備	(ア) 点灯及び消灯の基準を作成し、空き室、不在時等の不要時の消灯をこまめに実施すること。
	(イ) 執務室の点灯範囲が分割できる場合、点灯範囲の現状を把握し、使用者が認識するようスイッチに当該点灯範囲を表示すること。
	(ウ) 日本産業規格 79110(照度基準)及び 79125(屋内作業場の照明基準)並びにこれらに準ずる規格を目安とし、視作業の状況及び短環境を勘案の上、調光機能の使用、消灯及びランプの引きにより、可能な限り低い照度レベルに設定すること。
	(エ) 窓際など屋光により照度が確保できる場所では、積極的に屋光を利用し、消灯を実施すること。
	(オ) 事務所等の営業形態を考慮し、昼休み消灯（一部又は全部）を実施すること。
	(ア) 冷暖房温度については、着衣の工夫を行うとともに、都が推奨する設定温度を勘案し、設定すること。
	(イ) 空調の運転範囲が分かれている場合、使用者が認識するよう室内機スイッチに運転範囲を表示すること。
イ 空調・換気設備	(ウ) 温度計等を活用して執務室内温度条件を把握し、風量及び冷暖房温度を適正な値に設定すること。
	(エ) 空き室、不在時等のこまめな空調停止、終業時刻より早めの空調停止など室内機スイッチ操作の基準を作成すること。
	(オ) 空調負荷の低減を図るため、予熱時又は予冷時の外気導入量の停止等を実施すること。
	(カ) 空調負荷の低減を図るため、夏季及び冬季時の外気導入量の制御、中間期(春季及び秋季)の全熱交換器の運転停止等を実施すること。
	(キ) 中間期(春季及び秋季)には、外気を直接室内に導入して冷房を行うなど、熱源エネルギーの削減を図ること。
	(ク) 冬季に冷房を使用している場合は、同一室内などにおいて、冷房による冷風と暖房による温風とが混合して、エネルギー損失が生じないよう運転方法を見直すこと。
	(ケ) 空調負荷の低減を図るため、外気温度の状態と除湿に必要なエネルギーとを勘案して、温度設定を行うこと。また、可能な場合には除湿量の調整を

ウ 事務用機器	実施すること。
	(コ) 冷熱源機等の冷水出入口の温度を把握し、季節や空調負荷に応じた適正な温度に設定すること。
	(サ) 空調負荷の低減を図るため、窓や扉を閉めるなど、給気と排気とのバランスを調整し、外気の進入を抑制すること。
	(ア) 複写機（以下「コピー機」という。）、印刷機（以下「プリンター」という。）、複合機、個人用のパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）等に省エネモードの設定がある場合は、当該設定を実施すること。
	(イ) コピー機、プリンター及び複合機について、業務終了時に速やかに停止すること。
	(ウ) パソコン等については、離席時等の不使用時には、待機電力の削減のため電源を切ることを徹底すること。
	(エ) コピー機、プリンター及び複合機等の事務用機器については、使用状況を把握し、集約化するとともに、定期的に設置台数の見直しを実施すること。
エ 給排水・給湯設備、排水処理設備（共用設備含む）	(ア) 共用設備では、便所の便座ヒーター、給湯器等の設定温度を把握し、季節に応じた設定温度の変更を実施すること。
	(イ) 自動販売機の照明については、夜間営業がない場合等には、夜間、休日等のタイマーによる消灯を実施すること。
	(ウ) 自動販売機については、夜間営業等がない場合等には、夜間、休日等のタイマーによる停止を実施すること。
	(エ) 屋外照明（屋外灯・駐車場灯・看板灯）は、明るさによる自動点滅器、タイマー等による季節に応じた点灯時間の設定を実施すること。
	(オ) 屋内駐車場の換気時間を把握し、換気の不要時間帯における換気設備の停止を実施すること。
	(ア) ポンプ、ファン等の熱搬送設備の搬送動力の低減を図るため、当該熱搬送設備の流量又は圧力を把握すること。
	(ア) 利用状況等に応じて、エレベータを停止するなど、適正な運転台数により運行を行うこと。
カ 昇降機設備	(ア) I o T ・ A I 等の技術や B E M S、F E M S 等の活用により、電力使用の合理化に努めると共に、可能な範囲でデアイゼンプロセス（D R）の対応を行うこと。
キ 電気需要最適化	